

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、種が豊富である、固有種の多い、特殊な環境条件に適応した種の相当な割合を有しているなど、生物地理区における生物多様性の維持に重要な個体群を支えていることが明らかな湿地基準3にあてはまると回答があった湿地

○湿地に保護区が重複すること

★「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」の取り扱いが要検討。

※陸域については Udvardy の生物地理区分（5区分）、海域については「世界の海洋エコリージョン（MEOW）」の生物地理区分（8区分）を用いる。

基準4: 生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする

○原則として、重要湿地500の選定基準⑤（生物の生活史の中で一定以上の規模を有していること）によって選定されている湿地

○アカウミガメ、アオウミガメの産卵数が多いものを評価

○専門家に対するアンケートにおいて、★ウミガメ、鳥類、魚介類以外の渡り性・移動性回遊する生物が、餌場や産卵などで利用で重要であることとする事が明らかな湿地。湿地を候補地として検討する。（専門家に対するアンケート等）

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○原則として、重要湿地 500 にあり、環境省モニタリングサイト1000ガン・カモ類生息調査及び全国ガンカモ一斉調査において、過去5年のうち間3年以上のガン・カモ類の渡来数が2万羽以上の湖沼等

○渡りの時期に基準を満たしている湿地

基準6: 水鳥の一の種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○原則として、重要湿地 500 にあり、環境省モニタリングサイト1000ガン・カモ類生息調査、シギ・チドリ類調査、全国ガンカモ一斉調査等において、ガン・カモ類、シギチドリ類、ツル類等で過去5年のうち3年以上個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

基準 7：固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、魚種の 1 割が固有種である場合など、固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種、または科の相当な割合を支える基準 7 にあてはまると回答があったことが明らかな湿地

○湿地に保護区が重複すること

基準 8：魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっていることが明らかな湿地基準 8 にあてはまると回答があった湿地

○湿地に保護区が重複すること

基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体数の 1% を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

<事務局からの提案>

○★原則として重要湿地 500 にあり、入っていること。専門家に対するアンケートにおいて、爬虫類、両生類、魚介類又は水生昆虫等が生息する唯一の湿地か（繁殖地や産卵地を含む）、大部分が生息することが明らかな湿地

★繁殖地や産卵地などが限定的な種や亜種、生息地が特定の地域に集中している種や亜種（ウミガメ、サンショウウオ、水生昆虫など）の生息地であること。

★湿地に保護区が重複していること。

水田の登録について：

※★国際基準 24～9 を満たす水田については候補地とすることを検討するとともに、既存登録湿地及び候補地の周辺水田に着目し区域の拡張を検討する。

参考：周辺に水田がありながら、登録面積に含まれていないものが、既存条約湿地のうち 15 箇所ある。その中から候補となりうるものを、積極的に検討する。

